指定訪問看護 重要事項説明書 (医療保険)

公益財団法人 近江兄弟社 訪問看護ステーションヴォーリズ 滋賀県近江八幡市北之庄町492番地 Ta 0748-32-1199

訪問看護ステーションヴォーリズ重要事項説明書 (医療保険)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口および営業日等 電話 0748-32-1199 (FAX 0748-32-1501)

営業日	月曜日~土曜日(ただし、24時間対応制度あり)
営業時間	午前 8時30分 ~ 午後 5時15分
定休日	日曜日・年末年始(12/29~1/3) *年末年始・連休の前後は医療的処置の必要な 利用の訪問を優先する場合がありますので ご了承ください。

2. 当事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションヴォーリズ		
所在地	滋賀県近江八幡市北之庄町492番地		
サービスを提供する 通常の事業実施地域	近江八幡市・竜王町		

3. 当事業所の法人概要

7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				
名 称	公益財団法人 近江兄弟社			
所 在 地	滋賀県近江八幡市慈恩寺町元11			
法人種別	公益財団法人			
代表者名	理事長 三ッ浪 健一			

4. 当事業所の従業員

	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1名	事業所管理業務	常勤
看護師	7名以上	訪問看護業務	常勤
看護師	5名以上	訪問看護業務	非常勤
理学療法士	2名以上	訪問リハビリ業務	非常勤
事務職員	1名以上	事業所事務兼務	常勤/非常勤
	_		日契約時)

5. 事業の目的

高齢者をはじめ、障害や難病により居宅において療養されている対象者および介護者に対して、療養の仕方や看護について助言したり、時に看護を援助し、必要に応じて看護を提供しながら、それぞれの家庭での介護力、さらにその技術を高め、居宅での生活が継続できるようにする。また、拘縮の予防や生活に生かせるリハビリなどを行い、心身の機能の維持回復を目指している。

6. 提供するサービスの内容と料金

サービス内容

- 1. 状態の観察・健康相談(育児相談含む)
- 2. 排泄の援助
- 3. 褥瘡の予防・評価・処置の援助
- 4. 生活リハビリテーション
- 5. 医療的処置管理 在宅酸素療法 人工呼吸器装着 バルンカテーテル留置 人工肛門・人工膀胱の管理 経管栄養 気管切開 等
- 6. ターミナルケア (終末期ケア)
- 7. 社会資源や介護用品の導入に関するアドバイス
- 8. 身体の清潔に関すること

7. 利用料金

1回目の訪問~週3日まで	訪問看護基本療養費(I)	5,550円	
	訪問看護基本療養費(I)		
■ 週4日目以降	(イ) 保健師、助産師又は看護師	6,550円	
	(二) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	5,550円	
1回目の訪問	訪問看護管理療養費	7,670円	
(月の初日)	機能強化型訪問看護管理療養費 1	13,230円	
	機能強化型訪問看護管理療養費 2	10,030円	
	機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,700円	
*国の定める訪問看護管理	理療養費の機能強化型訪問看護管理療養費の認定基準	準により、	
訪問看護領	管理療養費の適用料金が変わる場合があります		
日の0回日以降	訪問看護管理療養費 1	3,000円	
月の2回目以降	訪問看護管理療養費 2	2,500円	
外泊中の訪問看護	計明系辦房美典 (m)	0 500111	
入院中1回・疾病により2回	訪問看護療養費(Ⅲ)	8,500円	
1ヵ月につき	特別管理加算	2,500円	
	竹加目在加昇	5,000円	
1ヵ月につき	24時間対応体制加算(イ)	6,800円	
	イ以外の場合(ロ)	6,520円	
1ヵ月につき	訪問看護情報提供療養費 1・2・3	1,500円	
退院当日訪問	退院支援指導加算	6,000円	
超烷自 L 切间	退院支援指導加算(90分以上又は複数回合計90分以上)	8, 400円	
1日につき	乳幼児加算(6歳未満) 超重症又は準超重症、別表7.8の場合	1,300円	
111000	その他	1,800円	
主治医、連携医療機関医師の	緊急訪問看護加算(月14日目まで)	2,650円	
指示にて緊急訪問した場合	緊急訪問看護加算(月15日目以降)	2,000円	
月2回まで	在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000円	
週1回につき	複数名訪問看護加算 (イ)	4,500円	
週3回につき(別表7.8、特別指示以外)	複数名訪問看護加算 (ハ)	3,000円	
	1回/日	3,000円	
週3回につき (別表7・8、特別指示)	複数名訪問看護加算 (二) 2回/日 2回/日	6,000円	
	3回以上/日	10,000円	
週1回につき	長時間訪問看護加算		
週3回につき (超・準超重症児) (別表第8疾病を掲げる15歳未満の小児)	長時間訪問看護加算	5, 200円	
1日1回まで	夜間・早朝訪問看護加算	2 100⊞	
$18:00\sim22:00\cdot6:00\sim8:00$		2,100円	
1日1回まで	深夜訪問看護加算 (22:00~6:00)	4,200円	
1日複数回訪問 2回目	難病等複数回訪問加算	4,500円	
1日複数回訪問 3回目以降	難病等複数回訪問加算	8,000円	
月1回	在宅患者連携指導加算	3,000円	
月1回	看護・介護職員連携加算	2,500円	

退院時共同指導加算			8,000円	
特別管理指導加算 ※別表8の	日		2,000円	
特別地域訪問看護加算(口)			所定単位数50/100	
			25,000円	
訪問看護ターミナルケア療養費 1			1,500円	
遠隔死亡診断補助加算			<u> </u>	
訪問看護医療DX情報活用加算			50円 780円	
月1回	訪問看護ベースアップ評価料(I)		780円	
※国の定める認定基準により、	訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)	10 []		
適用料金が変わる場合があります。	イ 訪問看護ベースアップ評価料(10円	
	ロ 訪問看護ベースアップ評価料(20円	
	ハ 訪問看護ベースアップ評価料(30円	
	二 訪問看護ベースアップ評価料(40円	
	ホ 訪問看護ベースアップ評価料(50円	
			60円 70円	
	ト 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)7			
チ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)8 リ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)9			80円	
		II)9	90円	
	ヌ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)10	100円	
	ル 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11	150円	
	ヲ 訪問看護ベースアップ評価料(II)12	200円	
	ワ 訪問看護ベースアップ評価料(250円		
	カ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)14	300円	
	ョ 訪問看護ベースアップ評価料(II)15	350円	
	タ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)16	400円	
	レ 訪問看護ベースアップ評価料(II)17	450円	
	ソ 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18		500円	
その他保険外料金	超過料金(1時間30分を超えた時)	30分ごとに 2,200円		
(消費税込み)	日曜日・元旦の訪問	30分	ごとに 4,400円	
	死後のご遺体のお世話		14, 300円	
	外出の同行(訪問看護を既利用者)	1 時	制あたり8,800円	
	交通費	近江八幡	市 1回 330円	
		竜王町	1回 550円	
		エリア外		
	週4回目以降の訪問		8,550円	
	ヴォーリズ記念病院の訪問診療と		,	
	日程が重なった場合	8,550円		
	※1日2回訪問した場合(緊急も含む)			
※特別指示、別表7.8以外	※週4回目以降の訪問	8,550円		
		ļ	0,000 1	

各種健康保険、医療福祉費支給制度(マル福)など公費負担医療制度がご利用頂けます。 それにより負担額は個人により異なります。

8. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の訪問について

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、理学療法士等という。)による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものです。理学療法士等が中心に訪問看護を提供する場合は、心身の状況や実施した看護の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成します。訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、心身の状態を適切に評価するため、訪問看護サービスの利用開始時や、心身の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問を行います。

9. 医療DX推進

当事業所は、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用しています。

医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

10.損害賠償

利用者に対して、当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、 利用者に賠償いたします。

※ 加入している損害賠償責任保険を明示することもできます。

11.ご相談・苦情の対応について

当事業所は、利用者からの相談・苦情に対する窓口を設置し、訪問看護に 関する利用者の要望・苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。

訪問看護ステーションヴォーリズTEL (0748) 32-1199所長 岡地 淳子FAX (0748) 32-1501

当事業所以外でも御相談・苦情については下記の窓口があります。 東近江保健所 TEL (0748) 22-1253